破産手続終結

平成２５年（フ）第５７５号
東京都中央区銀座５丁目13番12号
破産者　アエルコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５２号
東京都世田谷区玉川３丁目36番16号
破産者　株式会社能義
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２３号
横浜市神奈川区山内町１丁目１番地
破産者　有限会社星守商店
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第９８号
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目12番13―1101号
破産者　岡本友里乃
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４３号
広島県東広島市西条町吉行1435番地５、住民票上の住所広島県東広島市西条上市町１番29―504号　シティハウス上市
破産者　池尻　　洋
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８００号
広島市安佐南区古市３丁目５番５―801号
破産者　日向　靖子（旧姓山本）
1　決定年月日　平成28年８月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
北海道室蘭市沢町18番11号
破産者　高松　勝利
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
静岡県浜松市西区呉松町3807番地の３
破産者　宮木　城治
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
静岡県浜松市西区呉松町3807番地の３
破産者　宮木きよ子
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３５６号
静岡県袋井市泉町２丁目５番地の10
破産者　金子　正男
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６３号
京都市右京区西京極中溝町９番地24
破産者　藤田　哲也
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６１４号
京都市伏見区桃山町日向11番地日向団地２棟409号、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡御蔵山39番地の446
破産者　吉岡　英雄
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９３３号
京都市中京区釜座通竹屋町上る桝屋町163番地　レジデンスＭＴ406
破産者　冨士谷　隆
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９４３号
京都市上京区今出川通大宮西入元北小路町176番地　今出川ビューハイツ306号、破産手続開始決定時の住所京都市右京区梅津中倉町４番地６　松尾ブリッジマンション２―Ｇ
破産者　佐桑　耕市
1　決定年月日　平成28年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第５６号
鳥取県鳥取市興南町87番地　ハイシティ興南303号、旧住所鳥取県鳥取市吉成南町１丁目12番24号・鳥取県鳥取市興南町87番地　ハイシティ興南402号
破産者　澤田　勝利
1　破産債権の届出期間　平成28年９月16日まで
2　一般調査期日　平成28年11月７日午後１時20分
平成28年８月17日　　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３５７８号
大阪府枚方市北山１丁目15番１号、住民票上の住所京都市伏見区向島庚申町10番地インペリアルパレスリバーサイド110号室
破産者　鮎川　武志
1　破産債権の届出期間　平成28年９月20日まで
2　一般調査期日　平成28年10月20日午後３時
平成28年８月16日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３８１号
大阪市淀川区田川３丁目12番35号
破産者　三日月　進
1　破産債権の届出期間　平成28年９月23日まで
2　一般調査期日　平成28年10月31日午後２時
平成28年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４号
岡山市北区大内田65番地１、商業登記簿上の本店所在地岡山市北区大内田493番地
破産者　有限会社丸佐建設
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年11月16日午前10時20分
平成28年８月17日
岡山地方裁判所第３民事部